

## 告 示

### 埼玉県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越駅前脇田ビル

埼玉県川越市脇田町百三番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

株式会社H&T 代表取締役 小林茂

埼玉県東松山市大字下唐子千五百九十四番地

友光榮一

埼玉県さいたま市桜区大字神田六百七十番地

友光幸治

埼玉県川越市大字野田千三百十一番二十四

友光雄三

埼玉県さいたま市桜区大字神田六百七十一番地二

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

株式会社H&T 代表取締役 小林茂

埼玉県東松山市大字下唐子千五百九十四番地

友光榮一

埼玉県さいたま市桜区大字神田六百七十番地

友光幸治

埼玉県川越市大字野田千三百十一番二十四

友光雄三

埼玉県さいたま市桜区大字神田六百七十一番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東武ストア

代表取締役 丹羽茂美

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計十四者

(変更後) 株式会社東武ストア

代表取締役 土金信彦

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月二十八日から令和元年九月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺  
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月二十八日から令和元年九月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課